## 加入者のみなさまへ

# マイナンバー取得に関するお知らせ

**平成29年1月から、健康保険でマイナンバーの取り扱いが開始されます。**

**現在ご加入されている加入者のマイナンバーについては「住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）」※から取得させていただきますので、ご自身による提供手続きは不要です。**

**ただし、住民票と健康保険組合の把握している住所が異なる等の理由により、住基ネットから取得できない場合は、会社を通じて取得させていただきます。**

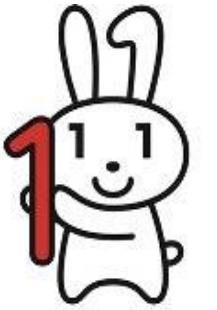

※市町村（特別区を含む）が備え付ける住民基本台帳に関する事務を処理するためのシステム

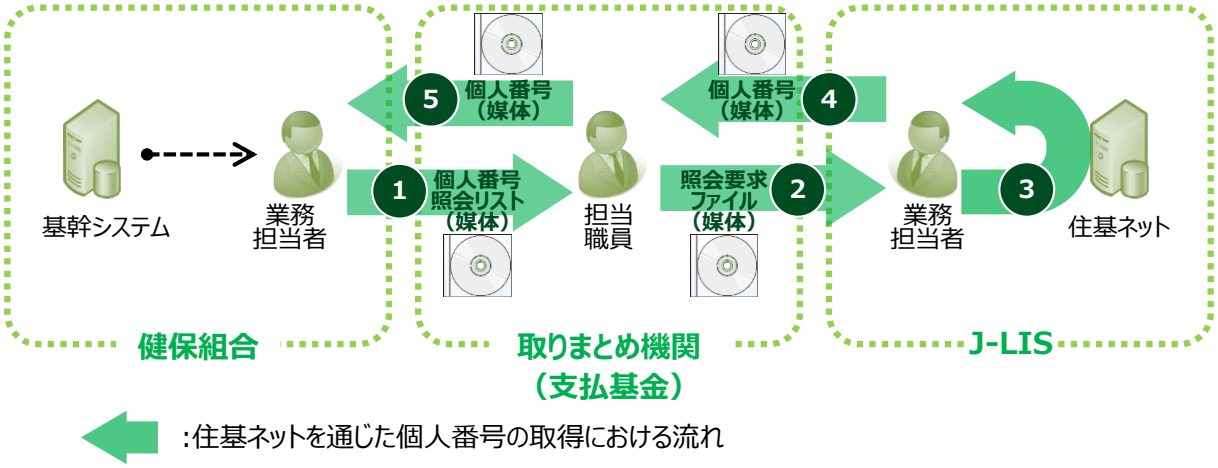


:住基ネットを通じた個人番号の取得における流れ

## マイナンバーは今後どう使うの？

マイナンバーは健康保険で使う他、年金や雇用保険、税金等、番号法やその他の法律、条令で定められた手続きで、共通で使うことになります。

※被保険者証にはマイナンバーは記載されません

**この件についてのお問い合せ先**

**大阪紙商健康保険組合　業務部　TEL　06-4708-3443**